

求人条件、そのままでもいいですか？

「応募者がいない」とお悩みの事業所様、ハローワークでは多くの求職者が、求人票を隅から隅まで食い入るように見つめています。もし面接希望の電話が鳴らない時は、求人条件を見直してみませんか？これは求人条件の見直しで充足に至った、ほんの一例です。

事業所様から喜びの声が届いております♪

A工業(製造)

- ・賃金下限¥168,000→¥188,000にup!
- ・仕事内容を、「簡単な言葉」で「詳しく」することで応募者が仕事をイメージしやすい表現へ変更!
(例:製造全般→〇〇部品を作っています。指示書の数値を入力し、部品を置いてボタンを押す作業です)

採用

仕事内容の記載が少ないと応募率が低い場合が多く、目安として84文字以上を推奨しています。(フリーワードで検索されやすい言葉を入れることもおすすめです)
☆見学可能であれば、求人担当が訪問して提案します!

B福祉(介護職)

- ・時給下限¥ 950→時給下限¥ 1,000にup!
- ・特記事項欄→「60歳以上の方も応募歓迎」を追記※

採用

※『60歳以上の方の採用に積極的な求人情報』へ掲載し配布

C建設(土木作業員)

- ・正社員のみ→パート求人も募集!
- ・「60歳以上歓迎」「副業可」「日数相談可」など追記!

採用

D医療(受付事務)

- ・時給¥950のパートタイム
→月額¥ 180,000の正社員へ見直し(労働条件整備)!

採用

E飲食(ホール・調理補助)

- ・就業時間→お昼だけ、夜だけでも可に緩和!
- ・土日出勤必須→いずれかのみでも可に緩和!
- ・「60歳以上歓迎」「未経験者歓迎」など追記!

採用

F店(販売・接客)

- ・仕事内容をわかりやすい言葉へ変更!
- ・時間→希望者が多い9時~16時を選択肢に追加!
- ・特記事項欄
→「お子様の体調不良等の休みも配慮可」を追記※

採用

※『子育て中の方に配慮可能な求人情報』へ掲載し配布



お悩みの時は、ハローワークにご相談ください

ハローワーク恵那 求人担当
0573-26-1341